

# 環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成15年11月26日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項の規定に準じて、「（仮称）水沢地区知的障害者入所更生施設」に係る自主的環境影響評価見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

## 1 事業者

川崎市  
川崎市長 阿部 孝夫  
川崎市川崎区宮本町1番地

## 2 事業の名称及び種類

### （1）名称

（仮称）水沢地区知的障害者入所更生施設

### （2）種類

川崎市環境影響評価に関する条例第74条に基づく自主的環境影響評価

## 3 事業を実施する区域

川崎市宮前区水沢3丁目2784-4 ほか

## 4 事業の目的及び内容

### （1）目的

知的障害者入所更生施設の建設

### （2）内容

ア 敷地面積 8,000m<sup>2</sup>

イ 土地利用計画

（ア）計画建物 2,615m<sup>2</sup>

（イ）駐車場 190m<sup>2</sup>

（ウ）緑地 3,115m<sup>2</sup>

（エ）歩行者専用通路 165m<sup>2</sup>

（オ）その他 1,915m<sup>2</sup>

ウ 建物の概要

（ア）鉄筋コンクリート造 3階建て

（イ）延べ床面積 6,225m<sup>2</sup>

エ 利用定員 入所80名

デイサービス・ショートステイ各10名

5 事業の施行期間

平成16年3月から平成19年2月まで(予定)

6 自主的環境影響評価見解書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成15年11月26日(水)から平成15年12月25日(木)まで  
ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。

(2) 場 所

宮前区役所、宮前区役所向丘出張所及び本庁(環境局環境評価室)

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで